被爆樹木二世の苗木の配付実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、被爆に耐えて現在も生き続けるヒロシマ・ナガサキの被爆樹木二世の苗木（以下「苗木」という。）を平和の象徴として大切に育てるとともに、樹木を介した市民の平和意識を醸成するための取組を行ってもらうことを目的として実施する取組に関し必要な事項を定めるものとする。

（配付希望の照会）

第２条　平和首長会議事務局（以下「事務局」という。）は、平和首長会議国内加盟自治体（以下「加盟自治体」という。）に対し、苗木の配付希望について照会するものとする。

（配付の申請）

第３条　苗木の配付を希望する加盟自治体は、被爆樹木二世の苗木配付申請書（様式第１号）を事務局に提出するものとする。

（配付の条件等）

第４条　苗木の配付本数の上限は、原則として１自治体当たり広島の被爆アオギリ二世及び長崎の被爆クスノキ二世各１本とする。ただし、会長が次の各号に掲げる事情があると認めるときは、この限りではない。

⑴　同種の苗木を異なる場所に植樹する場合

⑵　その他会長として特に考慮すべき事情がある場合

２　事務局は、苗木と共に説明標識（様式第２号）を配付し、申請者は、植樹に合わせ当該説明標識を設置するものとする。ただし、申請者が独自に説明標識を作成し、設置する場合はこの限りではない。

３　苗木の植樹場所は、原則として公共施設の敷地内又は広く公共の用に供する場所とする。

（配付等に係る費用負担）

第５条　苗木の配付及び説明標識の作成・配付に係る費用については、事務局（長崎の被爆樹木の苗木にあっては、日本非核宣言自治体協議会事務局）が負担する。

（植樹の実施報告）

第６条　苗木の配付を受けた加盟自治体は、植樹を行った後、実施報告書（様式任意）を事務局に提出するものとする。

（委任規定）

第７条　この要領に定めるもののほか、苗木の配付に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要領は、平成２６年６月３０日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年１２月１日から施行する。